

2025年1月10日

各 位

大阪府中央区瓦町三丁目5番7号
株式会社アドバンスクリエイト
代表取締役社長 濱田 佳治
(コード番号: 8798 東証プライム、福証、札証)
(連絡先) 取締役 コーポレート本部長 岡田 俊哉
電話 06-6204-1193

調査委員会の追加調査報告書に関するお知らせ

当社は、2024年10月8日付「調査委員会の調査報告書に関するお知らせと再発防止の取り組みについて」及び2024年10月30日付「2024年9月期決算発表の延期及び過年度決算訂正に関するお知らせ」にてお知らせいたしましたとおり、2024年10月7日付で調査委員会から調査報告書（以下、「前回報告書」という。）を受領し、過年度に遡ってPV売上の再算定作業を行っております。

今般、調査委員会から、過年度のPV計算の問題点について追加調査報告書を受領いたしましたので、下記のとおりお知らせいたします。なお、現時点では調査委員会による更なる追加調査は予定されておられません。

記

1. 追加調査報告書の概要

前回報告書を受領後、当社において代理店手数料の総支払回数を是正しつつPV売上の再算定を進めていく中で、過去に当社のPV計算担当者が手数料計算システムにおける様々な理由によるエラーの解消のための対応の1つとして、一定時期以降、手数料計算システムから出力されたエクセルファイルを直接修正していたところ、かかる修正の結果として算出されたPV売上額と実際の入金額に相違があり、その相違理由が不明なものが多いということ（以下、「追加問題」という。）が判明したため、当社は調査委員会に追加調査を依頼いたしました。

調査委員会による追加調査の結果、L字型の手数料体系（初年度の手数料率が、次年度以降の手数料率よりも高くなるタイプ）であるにもかかわらず初年度手数料の金額を120回(10年分)計上するという修正や、実際に入金された手数料の倍額を将来10年分計上するという修正が行われていたことが判明しております。そして、PV計算担当者がこのような修正を行った目的自体は、PV売上推定額と算出額の差異を埋めるというものであり、PV計算担当者において実態のない売上を計上する意図まではなかったと考えられるものの、個別の保険契約における将来手数料の算出については、早ければ2022年9月以降、遅くとも2023年3月以降、上記のような修正による合理的な根拠のない不適切な計上が行われていたと認定されております。また、本追加問題の主な発生原因やこれまで発覚しなかった原因としては、当時のPV計算担当者が、PV計算がPV売上推定額と同様の金額にならなければならないというプレッシャーを感じていたとうかがわれること、経営陣が問題を十分に把握せず適切な対応をとらなかったこと、そのためにエラー発生への抜本的な改善が行われなかったこと、PV計算及び手数料計算システムに対する理解が不十分な担当者の場当たり的な対応に頼ったこと、担当者の申告に対して検証を行うような内部統制が十分に働いていなかったことが挙げられると認定されております。

なお、本追加問題に関連して、2023年6月頃、当時のPV計算担当者がPV売上に関して「水増し」

があること等を当時の部長に報告していたものの、当該申告の事実が正確に上層部に伝えられることはなく、担当者以外の者による十分な検証がなされないまま、単なる担当者の勘違いとして処理されてしまったとの経緯が認定されておりますが、当時の経営陣等が、実態のない売上を計上するよう指示ないし圧力をかけていた事実や、PV 売上額が不適切となっていたことを認識していたと裏付ける事実はありませんでした。

調査委員会による追加調査結果の詳細につきましては、添付の「追加調査報告書（概要版）」をご覧ください。なお、当該調査報告書につきましては、個人情報および機密情報保護等の観点から、部分的に非開示処理を施しております。

2. 今後の見通しと再発防止策

調査委員会からは再発防止策として、前回報告書での提言事項に加えて、不正が疑われる行為について申告があった場合に、それを適切に検証するような仕組みを構築することを提言いただいております。当社は現在も継続して、過年度決算の訂正及び2024年9月期決算の策定作業を行っております。再発防止に向けた具体的な業務フローの運用点検や、業務マニュアルの随時更新等、内部統制を更に強化するための体制構築に関しましては、過年度決算の訂正及び2024年9月期決算の策定後、あらためて公表いたします。

株主をはじめ投資家の皆様、関係者の皆様には多大なるご迷惑とご心配をおかけしておりますこと、深くお詫び申し上げます。

以 上

追加調査報告書
(概要版)

2025年1月10日

第1 追加調査の概要

1 追加調査に至る経緯

貴社は、2024年7月、会計監査人である桜橋監査法人（以下「監査法人」という。）より、貴社が行うPV計算に関し、その基礎となる手数料の総支払回数を過大に登録し、売上を過大計上しているとの疑い（以下「前回問題」という。）について調査を行うよう要請を受け、当委員会を設置した。これを受け、当委員会は、2024年7月から同年9月にかけて調査を実施し、貴社に対し、2024年10月7日付調査報告書を提出した（以下、当該調査を「前回調査」、当該調査報告書を「前回報告書」という。）。

その後、貴社において、総支払回数を修正したPV計算を進めていく中で、PV計算について前回問題とは別に、貴社においてPV計算業務を担当する従業員（以下「PV計算担当者」という。）が手数料計算システムにおける様々な理由によるエラーの解消のための対応の1つとして、一定時期以降、手数料計算システムから出力されたエクセルファイルを同ファイル上で直接修正していたところ（以下このような修正を「ハンド修正」という。）、かかる修正の結果として算出されたPV売上額と実際の入金額に相違があり、その相違理由が不明なものが多いということ（以下、この問題を「本追加問題」という。）が判明した。そこで、貴社は、第三者に客観的かつ中立的な立場から調査を依頼する必要があると判断し、2024年10月28日、当委員会に対して本追加問題に関する調査を依頼した（以下、当委員会による追加調査を「本追加調査」といい、本報告書を「本追加報告書」という。）。

なお、本追加報告書において使用する用語の定義は、改めて定義するものを除き、前回報告書における定義に従い、本追加報告書においては、特段の断りがない限り、前回報告書で確認した事実を前提とする。ただし、前回報告書では、手数料計算システムから出力されたエクセルファイルを「計算根拠」と定義していたが、本追加報告書においては、同システムから出力されたままのエクセルファイルを貴社の社内での用語法に従い「原義」といい、原義に対してハンド修正を行い、実際にPV計算の基礎として用いたエクセルファイルを「計算根拠」といい区別する。

2 当委員会の構成

当委員会は、前回調査と同様、下記の3名で構成されている¹。

委員長	金山 伸宏	(弁護士 かなやま法律事務所)
委員	三田 与志雄	(公認会計士・税理士 三田公認会計士事務所)
委員	矢田 悠	(弁護士・公認不正検査士 ひふみ総合法律事務所)

当委員会は、その補助者として、次に掲げるひふみ総合法律事務所の弁護士を選任し、当委員会の職務の補助を行わせた。

¹ 委員のうち三田委員は、2023年12月から現在に至るまで、貴社の社外監査役である。三田委員は、調査の対象とされた会計期間において、貴社との間で、業務上の契約関係等、利害関係を持ったことはない。また、その他の委員は、これまで貴社との間で、業務上の契約関係等、利害関係を持ったことはない。

堤 大輔 篠田 春樹

また、デジタルフォレンジック調査を実施するために、前回調査に引き続き、同業務の専門業者である株式会社 foxcale を起用した²。

3 本追加調査の目的（調査範囲）

前記 1 の追加調査に至る経緯を踏まえ、当委員会は、本追加調査の目的（調査範囲）を下記のとおり設定した。

- ① 本追加問題に関する事実関係（不正の意図の有無を含む。）の確認
- ② 本追加問題の発生原因の分析及び再発防止策

4 調査の方法

当委員会は、下記に記載する方法により、貴社に存する本追加問題の関係資料を収集し、その内容を精査・検証した。

(1) 関係資料等の分析、検討等

当委員会は、前回調査に係る関係資料に加え、貴社から追加で開示された関係資料の分析、検証を行った。その主要なものは下記のとおりである。

- ・ 手数料計算システムに入力する入金データ
- ・ 同システムにより出力された原義のデータ（2023年9月期分に限る。後記6参照）
- ・ 計算根拠のデータ
- ・ 現PV計算担当者への前任者からの引継ぎ資料
- ・ 貴社におけるPV計算担当者に係る人事データ

(2) ヒアリングの実施

当委員会は、本追加問題の事実関係及び原因・背景等を明らかにするために、貴社の役職員及び社外の関係者に対し、下記のとおりヒアリングを実施した。その人数は11名、実施回数は合計11回である。

その他、貴社からは、コンプライアンス部長 i 氏を中心に、随時、口頭、メール等で説明を受けている。

日付（いずれも 2024 年）	対象者
11月7日	貴社 総合企画部 経理財務課 c 氏
11月8日、12月22日	元・貴社 総合企画部長（現財務顧問） b 氏
11月9日	元・貴社 総合企画部 経理財務課 課長 f 氏
11月12日	元・貴社 総合企画部 総合企画課 主任 j 氏

² これらの者についても貴社との間に特段の利害関係はない。

11月15日	株式会社A（貴社の手数料計算システムを構築した外部のシステム開発会社） d氏、e氏
11月19日	元・貴社 総合企画部 経理課 k氏
12月16日	貴社 総務部 総務課（元・総合企画部 経理課） l氏
12月20日	元・貴社 総合企画部 経理財務課 m氏
12月24日	貴社 代表取締役 濱田 佳治氏
12月25日	貴社 専務取締役 榎引 健氏

なお、PV 計算に関する業務を行う総合企画部経理課（現在の名称である。）に所属した歴代の同部部長、同課課長、PV 計算担当者のうち多くの者が既に退職しているところ、前回調査においては、1名を除いて退職者のヒアリングを実施することはできなかった。本追加調査においては、当委員会から各退職者の住所宛に電子内容証明郵便を直接送付する方法等により依頼を行った結果、合計4名の退職者にヒアリングを実施することができた。しかしながら、他の退職者についてはヒアリングを拒絶されるなどしたため、実施することができなかった。

(3) デジタルフォレンジック調査

前回調査により、貴社におけるPV 計算の運用当時の主たる社内コミュニケーションツールはSlackであったことが明らかとなった。そのため、本追加調査においてはSlack データを主な調査対象とすることとした。

その上で、前回調査実施時に保全したSlack データ³に対して、本追加調査用のキーワード等を用いた全文検索を実施し、抽出されたSlack メッセージ全件について、当委員会自らレビューを実施し、その結果を事実調査、原因・背景分析に活用した。

5 調査期間

当委員会は、2024年10月28日から2024年12月27日まで本追加調査を実施した。

6 調査の前提及び限界

本追加調査においては、前記4(2)のとおりPV 計算担当部署の職員の大半が退職済みであり、また、社内において十分な引継資料等がないこともあったこと、退職者らにもヒアリングを打診したが、2022年3月頃から2023年9月頃までの期間において主たる担当者であった者はこれを拒否し、十分なヒアリングが実施できなかったこと、本追加調査の対象となるのは極めて膨大な数の保険契約であり、個々の契約内容やこれに対する処理の根拠を仔細に調査解明することは困難であったこと、貴社が保険商品を取り扱う保険会社は96社と多数に上り、全ての保険会社についての情報提供は受けられなかった

³ 前回報告書（概要版）3頁のとおり、貴社においてSlackの利用を開始した2018年8月から2024年8月までの貴社のワークスペースにかかる全データを指す。

ことから、貴社の現在の PV 計算の担当者がハンド修正について引継ぎを受けた保険会社 6 社（以下「主要 6 社」という。）に限定して調査を行うこととしたこと、2023 年 9 月より前の原義についてはデータが残っておらず、計算根拠に加えられた修正について正確な分析を行うことは不可能であったこと等の限界があった。

そのため、本追加調査の結果を参照するに当たっては、以上のような調査の限界に留意されたい。

また、本報告書は概要版であり、関係者の個人名、営業秘密等に関する記載について、匿名化、省略等を行っていること、また、重要な報告事項に限定して報告するものであることにつきあわせて留意されたい。

第 2 調査結果

1 ヒアリングの結果の概要

2023 年 7 月（実質的には同年 10 月頃）から PV 計算を担当する c 氏によれば、主要 6 社の決算作業においては、手数料計算システムから出力された原義に対して、関数を使用することにより、前月の計算根拠（前月あるいはそれ以前に原義に対してハンド修正を行った結果）と比較して、証券番号及び保険商品が一致しているデータがあれば、前月の将来手数料計算結果を当月の原義に貼り付けるという処理を行っていたとのことである（以下、このような処理を「ハンド修正①」という。）。

このハンド修正①は、c 氏において機械的な作業として行われており、それ自体として手数料金額を意図をもって操作するものではないが、以下のような問題点があり、実際の入金額との差額を生じさせていた原因となった可能性が高い。

- ・ 手数料計算システムの変更や修正（保険会社の規程の変更に伴う料率マスタの修正、料率マスタ・総支払回数マスタ等の誤りの是正等）があった場合でも、その内容が反映されない。
- ・ 手数料計算システムは、料率マスタに基づいて算出した手数料金額よりも、実際の入金額を優先して、これに基づいて計算を行う仕組みとなっているが、実際の手数料金額に変動があった場合でも、その金額が反映されない。
- ・ 前月までに原義の計算結果に手入力等で加えられた修正（以下「ハンド修正②」という。）が翌月以降も引き継がれるため、ハンド修正②が不適切なものであった場合、その問題も引き継がれる。

c 氏は、このハンド修正①について、前任者である n 氏から引継ぎを受けたが、その際、手数料計算システムによる計算結果には正しく計算されていないものがあるため、当時手入力で修正を加えていることや、その修正は保険会社 A だけでも数万件に及び、修正結果を引き継ぐために上記処理が必要となる旨の説明を受けたとのことである。現に、c 氏が n 氏から引継ぎを受けた際に作成したメモにおいても、「【試算結果手修正】」との見出しでハンド修正①の具体的な処理方法に関する記載とうかがわれるものがある。したがって、n 氏から c 氏に対して上記引継ぎがなされたこと自体は認められると考えられる。

もつとも、c氏は、上記処理がいつから始まったものかについてはn氏から説明を受けていないとのことであった。そこで、当委員会は、PV計算が導入された2019年9月以降のPV計算担当者らやその上司である経理課ないし経理財務課の課長らに対してヒアリングを実施した。

その結果、ヒアリングに応じた2019年9月以降、2022年3月までのPV計算担当者らは、ハンド修正①及び②を行ったことはない旨を述べ、また、自らはPV計算を行っていない経理課長ないし経理財務課長らからも、これに沿う供述が得られている。これらのヒアリング結果は、ヒアリング対象者の多くが貴社とは利害関係のない退職者であり信用性が高い点、及び、後記2のデジタルフォレンジック調査及び後記3のデータ分析を通じた調査の結果と合致している点から、合理性があるものと考えられる。

以上によれば、2022年3月まではハンド修正①は行われておらず、2022年4月からc氏が引き継いだ2023年10月までの間にハンド修正①が開始され、その間の2023年6月時点ではPV計算において関数が使用されていたことがうかがわれる。ハンド修正②についても、ヒアリング結果からは同様の結論となるが、ハンド修正②については、ハンド修正①と異なり、毎月のルーティン的な作業ではないため、退職後相応の期間が経過したことに伴い、記憶が薄れている可能性もあり、必ずしもヒアリング結果を重視することは適切ではないと考えられる。

しかし、この間のPV売上担当者であったo氏及びn氏がヒアリングに応じないため、その確定的な当否や具体的な開始時期、ハンド修正を行った経緯及び理由を確認するには至らなかった。

2 デジタルフォレンジック調査の結果の概要

デジタルフォレンジック調査により、本追加問題に関連する複数のSlack上のやりとりが発見された。

まず、2022年11月に、当時のPV計算担当者であったn氏とその上司であるo氏との間で、PV計算の結果の修正や「手計算」について相談していることを示唆するやりとりが見つかった。これらのやりとりの正確な趣旨は、o氏及びn氏がヒアリングに応じなかったことから、必ずしも明らかではないが、原義に修正を加えることを指している可能性が相応にあると思われる。そうすると、この2022年11月時点で何らかの手修正が行われていた可能性が高いといえる。

次に、2023年6月に、n氏が、当時の上司であったm氏に対して、「株式会社A⁴のデータと最終計算結果の差分を分析。」とのメッセージと共に、4つのエクセルファイルを送付しているやりとりが見つかった。n氏がヒアリングに応じないため、正確な趣旨は明らかでないものの、上記メッセージは、原義と計算根拠の差異を分析した趣旨とも読み取れる。

n氏の上記メッセージには、4つのエクセルファイルが添付されており、この4つのエクセルファイルは、下記の各保険会社に係る各行（各保険契約）の将来手数料計算結果について、「株式会社A生データ」と「オリジナル」との差額を計算し、それらの差額について「回数超過」、「水増し」といった項目ごとの合計金額が記載されていた（各ファイルの名称に「202305」との記載がある。）。

⁴ 手数料計算システムを開発した外部システム会社である。

各社の「水増し」として記載されている金額は以下のとおりである。

- ・保険会社 A : 320,921,478 円
- ・保険会社 E : 119,813,049 円
- ・保険会社 G : 8,617,662 円
- ・保険会社 B : 113,683,744 円

本メッセージ及び添付ファイルは、2023年5月時点の計算結果について何らかの意味で「水増し」が行われていた可能性を示唆するものであった。もっとも、かかる「水増し」の指摘についてその後いかなる対応が行われたかについて、デジタルフォレンジック調査においては他に関連するやりとりは見つからず、その顛末は明らかとはならなかった。そこで、関係者へのヒアリングを実施したところ、m氏が、n氏から、PV売上を積み上げるため、過去に解約されPV売上が計上されるべきでないものを解約がなかったものとして売上計上する処理がなされている可能性があるとの報告を受けたことや、m氏が濱田社長、榎引専務及びb氏に対して、n氏から受けた上記報告について情報共有を図ったことまでは認められた。他方、m氏による濱田社長らに対する情報共有の具体的な内容としては、エクセルファイル自体の共有までは行われておらず口頭での説明が行われたに留まっており、また、その説明の内容も、当時、外部からの出向者であるm氏が着任当初であり、PV売上及びエラー修正の内容を十分把握していなかったこと等から十分な内容が伝えられていなかった。そのため、b氏は当時通常業務の中で行われていると認識していたハンド修正についての報告であると捉え、問題ない旨をm氏に説明し、その説明を受けたm氏がn氏に確認したところ、n氏も勘違いである旨認めため、「担当者の勘違い」として濱田社長及び榎引専務に報告して、問題化しなかった可能性が高いものと認められた。

以上のデジタルフォレンジック調査及び関連するヒアリングによれば、少なくとも2022年11月から2023年7月ないし8月にかけては、ハンド修正が行われていた可能性が高いと考えられる。一方で、そのハンド修正の始期やその経緯、内容については明らかではなく、また、経営陣がそのハンド修正あるいは「水増し」の処理を認識していたとまで認めるに足りる結果は得られなかった。

3 データ分析を通じた検討

ハンド修正①の開始時期、ハンド修正②の開始時期、これらのハンド修正による決算期毎の影響額については、原義（変更前のデータ）と計算根拠（変更後のデータ）を比較することができれば比較的容易に調査することができるが、2023年9月より前のものについては全て原義が削除されていたため、2023年9月を除き、計算根拠のみしか提供を受けることができなかった（前記第1・6参照）。

そこで、当委員会は、計算根拠のみに基づきデータ分析を行うこととした。以下その概要を述べる。なお、上記次第により、これらの分析は計算根拠（変更後のデータ）のみから推測した結果に過ぎず、十分な精度を保証するものではないことを付言する。

計算根拠は、個別の保険契約毎の手数料金額の計算結果を示すものであるところ、その計算の根拠

となった情報についても記載されていることから、前者と後者に矛盾が生じているかどうかとの観点から、複数の手法を併用して異常値を検出するという観点から検討を行った。その結果、保険会社 A については、2021 年 9 月までの期間についても、異常値が検出されており、ハンド修正②が行われていた可能性が高いものと考えられる。もっとも、異常値が検出された数は概ね 100 行程度に留まっており、これによる影響額（現在価値引直前の将来 10 年分の手数料総額）も概ね数百万円程度に留まっていた。

しかし、2022 年 9 月においては、7350 行について、初年度手数料の入金額を将来 10 年間計上するという手法による異常値が検出されており、これによる影響額（同上）は 2 億 9712 万 4864 円（現在価値引直前の将来 10 年分の手数料総額）と多額に上っており（このうち、本来計上可能な額は不明である。）、ハンド修正②によって大規模な修正が行われたものと考えられる。そして、2022 年 10 月以降異常値が急増していることなどから、同月にハンド修正①が開始されて、2022 年 9 月に行ったハンド修正②の結果を引き継ぎ、その後もハンド修正①を継続したものと考えられる。

さらに、2023 年 3 月には、実際に入金になった手数料の倍額を将来 10 年分計上するという手法による異常値が検出されており、これはハンド修正②によって行われたものと考えられるが、この結果もハンド修正①によって引き継がれることになったと考えられる。

当委員会は、また、保険会社 A 以外の主要 6 社についても同様の方法により計算するよう貴社に依頼した。この結果によれば、保険会社 A 以外の主要 6 社について、2022 年 10 月以降に異常値が検出されていることから、2022 年 10 月以降にハンド修正②が行われ、その後、ハンド修正①によって、その結果が引き継がれてきた可能性が高いと考えられる。一方で、保険会社 A 以外の主要 6 社については、2022 年 9 月以前に異常値が検出されたものはほとんどなく、この時期にはハンド修正が行われていなかった可能性が高いものと考えられる。

4 検討

(1) ハンド修正の有無について

以上のヒアリング、デジタルフォレンジック調査、データ分析の各結果を踏まえれば、保険会社 A については、2022 年 9 月より前にも少数かつ少額のハンド修正②が行われていたが、多額のハンド修正②が行われたのは 2022 年 9 月であり、2022 年 10 月以降にハンド修正①が開始されたものと考えられる。また、保険会社 A 以外の主要 6 社については、2022 年 10 月以降にハンド修正②が行われて、その後にハンド修正①が開始されたものと考えられる。

(2) ハンド修正が行われた経緯について

これらの分析から推測されるハンド修正が行われた経緯は、以下のとおりである。

貴社の PV 売上計上担当者は、2022 年 9 月より前の PV 売上計算においては、前回報告書のとおり、元々登録されていた支払規定回数を超える入金があった際には手数料が計算されないエラー（支払回数超過エラー）を解消するために、ダミーの申込データの利用、料率マスタの修正、総支払回数マスタの利用等の方法によって、主に手数料計算システムから算出される原義上の手数料の計上期間等を

修正してきた。この間も、管理会計上の推測値と実際の PV 売上の金額を近づけなければならないとのプレッシャーはあったものの、支払回数超過エラーを含むエラーを解消することにより、管理会計上の推測値に近づけることができていた。

その後、2022 年 9 月の PV 売上計算においては、保険会社 A の PV 売上の計上額を、手数料計算システムから算出された原義について大幅な変更を加えることで修正することにして、7350 行の保険契約について、ハンド修正②により、計算元の手数料として計上された金額（実際の初年度手数料の入金額）と同額を、年度手数料部分に記入し、かつ、手数料の予測値部分についても同額を 120 回計上した。この 7350 行の処理によって、今後 10 年分の手数料収入が 2 億 9612 万 4864 円（現在価値引直前）計上されることになった（このうち、本来計上可能な額は不明である。）。このような処理は、それまでのエラー対応によりエラー解消を行う余地が乏しくなってきたことから、別の方法で PV 売上が管理会計上の推測値に近づけるために行われたものと推察される。

ここで、ひとたび修正した金額については翌月以降も引き継がなければ翌月以降の PV 売上の金額が不自然に減少することが容易に想像できるが、手数料計算システムの仕様上、このようなハンド修正②による修正結果は翌月に引き継がれないため、仮にこのハンド修正②の修正を翌月以降にも行おうとした場合、膨大な労力がかかることになる。

そこで、貴社の PV 売上計上担当者は、2022 年 10 月の PV 売上計算においては、ハンド修正①を導入して、（具体的な方法・範囲については変遷があったものと考えられるが、）その後も毎月実行してきた。その結果として、2022 年 10 月以降、異常値が大幅に増加した。

逆に、ハンド修正②を行うことを前提とした場合、支払回数超過エラー等のエラーに対して、ダミーの申込データの利用、料率マスタの修正、総支払回数マスタの利用等によって手数料計算システム上で算出される手数料の予測値部分を変更させるよりも、原義を直接修正した方が容易に PV 売上の金額を修正することができる。そこで、貴社の PV 売上計上担当者は、2023 年 3 月までは手数料計算システムで将来手数料の予測ができない部分について、原義に直接数字を入力する形で、PV 売上を増加させてきた。

しかし、2023 年 3 月にこのような部分が残らない状況になり、管理会計上の推測値との乖離を埋められなくなると、同月の PV 売上計算においては、ハンド修正②により、実際に入金になった手数料の倍額が、将来も得られるものとして計上し、それ以降、その結果をハンド修正①によって引き継がれるようにした。

そして、保険会社 A 以外の主要 6 社についても、保険会社 A に若干遅れて、このような処理が行われることになった。

以上はあくまで推測であるが、このように考えると、計算根拠の変動と概ね平仄が合うことになる。

(3) ハンド修正が行われた意図について

前回報告書においては、当時の PV 計算担当者は、あくまで PV 売上推定額と算出額の差異を埋めるという目的で、支払回数超過エラー等を解消するために総支払回数を延長する処理をすることは正しいという誤解の下、このような処理をしていったものと考えられる旨認定した。この点、本追加調査

においても、特段上記の認定を修正する必要があるものと認められる事実は確認されておらず、むしろ、手数料計算においてエラーが大量に発生していたことなどから、経理課においては手数料計算システムの信頼性に対して懐疑的な見方をする風潮があり、管理会計上の推定値の方がむしろ正しいとの前提のもと、エラー解消作業に取り組む傾向にあったというヒアリング結果が得られており、このような認定を裏付ける事実が確認されている。

そして、ハンド修正に関しても、本追加調査の結果、PV 売上推定額と算出額の差異を埋めるという目的とは異なる目的で行われていたことが疑われるような事実は確認されていない。この点に関しては、2023年6月時点のPV 売上担当者が、「水増し」という表現を用いたことが問題となるが、この表現は、保険会社毎のPV 売上の算出額の総額について、売上額としてむしろ正しいと考えているPV 売上推定額に近づけるため、個別の保険契約に関する将来手数料の推計額を「水増し」したという趣旨と考えるのが自然であり、上記の目的と矛盾するものではない。そこで、ハンド修正についても、行われた目的自体は、PV 売上推定額と算出額の差異を埋めるというものだったと考えられる。

一方で、個別の保険契約における将来手数料の算出については、2022年9月より前に行われたハンド修正②については、保険会社の手数料規程に整合させる形で行われた可能性が高いが、2022年9月に行われた保険会社Aに関して初年度手数料の金額を120回にわたって計上するハンド修正②は、L字型の手数料体系をとる保険会社の手数料規程と大幅な齟齬がある。また、保険会社Aに関して2023年3月期以降に行われた、直近で入金となった手数料の倍額を将来手数料として計上するハンド修正②についても、このような計上を行った合理的な根拠が見当たらない。そのため、これらのハンド修正②はいずれも合理的な根拠を欠くものといわざるを得ないが、当時のPV 売上担当者からのヒアリングを行っておらず、またデジタルフォレンジック調査においても、このハンド修正が行われた理由について直接確認できる情報は得られなかったことから、当時のPV 売上担当者の認識を直接確認することはできなかった。

以上のとおり、ハンド修正が行われた目的自体は、PV 売上推定額と算出額の差異を埋めるというものであり、PV 売上担当者において実態のない売上を計上する意図まではなかったと考えられるが、個別の保険契約における将来手数料の算出については、早ければ2022年9月以降、遅くとも2023年3月以降、(自ら「水増し」と表現したとおり、)ハンド修正による合理的な根拠のない不適切な計上が行われていた。

その一方で、ヒアリングやデジタルフォレンジック調査によっても、PV 売上の金額算出に際して、当時の経営陣又は他の事業部門から、実態のない売上を計上するような指示ないし圧力がかかっていた事実は認められず、当時の経営陣が合理的な根拠のない不適切な計上が行われていたことを認識していたことを裏付ける事実も認められなかった。

そうすると、貴社においてハンド修正が組織的に行われたと評価することはできない。

(4) 担当者からの報告への対応について

他方で、前記2のとおり、2023年6月頃、当時のPV 売上担当者よりPV 売上に関して「水増し」があることなどが当時の部長に報告されている。しかし、貴社においては当時、当該担当者が「水増

し」を申告しているという事実が正確に上層部に伝えられることなく、担当者以外の者による十分な検証がなされないまま、単なる担当者の勘違いとして処理されてしまったとの経緯が認められる。

当時の担当者がヒアリングに応じなかったため、かかる「水増し」が意味する内容は明らかではないし、担当者が本追加調査の結果明らかになった問題（初年度手数料の10年分の計上、支払を受けた手数料の倍額の計上等）を直接報告するのではなく、別の問題（失効した保険契約についての将来手数料の計上）を報告した理由、直ちに報告を勘違いと認めて撤回した理由等は明らかではなく、担当者が別の方法・内容で報告していれば、このような結果とはならなかったとも考えられる。

しかしながら、貴社においては、PV売上の計算という複雑な処理について、担当者及びその上司となる管理職が頻繁に変わり、1人又は少数の担当者が（PV計算に対する理解が乏しい等の理由で）直属の上司に十分相談することもできずに行わざるを得ない体制が続いてきたものと考えられ、そのような体制がこのような結果を招いたという側面もあるものと考えられる。担当者が、就任直後の上司に「水増し」という強い言葉を使って報告をしたことを踏まえると、担当者としてはPV売上の計上に関する問題点を隠す意向はなく、むしろ報告をしたいと考えており、適切な報告ルート・決裁ルートが確保されていれば、別の方法・内容で報告した可能性も高いからである。

そのような意味において、貴社においては、当時、PV計算に関する問題を早期に把握できるような内部統制システムの構築が不十分だったと言わざるを得ない。そして、十分な内部統制システムが構築されていれば、本追加問題、ひいては前回問題をより早期に発見することができた可能性が高い。

第3 発生原因・再発防止策

本追加問題の発生原因は、基本的に前回報告書と重複するが、とりわけ、担当者において、PV計算が同推定額と同様の金額にならなければならないと考えており、プレッシャーを感じていたとうかがわれること、エラーが大量に発生している中で抜本的な改善が行われなかったために、担当者的場当たり的な対応に頼っていたことが主な発生原因と考えられる。また、担当者のPV計算及び手数料計算システムに対する理解や引継ぎが不十分であったこと、そして、担当者の申告に対して検証を行うような内部統制が十分に働いてなかったこと等が、本追加問題がこれまで発覚しなかった一つの原因であると指摘することができる。

そして、これらの発生原因を踏まえた再発防止策としても、基本的に前回報告書記載のとおりではあるが、追加の方策として、不正が疑われる行為について申告があった場合に、それを適切に検証するような仕組みを構築することが挙げられる。

以上